



受大監第21号
令和7年8月22日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 戸野 克則
大山町監査委員 野口 俊明



令和6年度決算大山町健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度大山町健全化判断比率について審査を実施したので、下記のとおり意見を付します。

記

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 令和7年8月12日(火)
- (2) 審査の場所 大山町議会図書室
- (3) 審査方法

財政健全化審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	14.06	
②連結実質赤字比率	—	19.06	
③実質公債費比率	9.8	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	

*①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、④将来負担比率については赤字額がないため、「—」で表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

令和5年度と比較すると、一般会計の実質収支額（黒字）が減となったことが要因となり、2.14ポイントの増となっている。

②連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

令和5年度と比較すると、普通会計の実質収支額は、1億4,690万2千円の減となったが、国民健康保険特別会計が1,647万7千円、介護保険特別会計が4,124万3千円、水道事業が5,626万5千円、それぞれ実質収支が増となったことなどが要因となり、0.63ポイントの増となっている。

③実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は9.8%で、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

令和5年度と比較すると、交付税措置の有利な起債の発行を中心に行っていること、地方債残高の減により元利償還金が少なくなっていることが主な要因となり、0.4ポイントの減となっている。

④将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は、地方債の現在高などで構成される将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、前年度と同様に該当なしとなっている。

令和5年度と比較すると、大山町定住促進子育て住宅整備事業の債務行為設定などが主な要因となり、将来負担比率は前年度比29.7ポイント悪化する結果となっている。

(3) 是正改善を要する事項

審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。

今後も、長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営の徹底を図り、引き続き財政の健全化を維持されたい。